

## 【地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要について】

全体目次	☆法律の制定経緯について
	☆従来の法制と新法について
	☆各比率の判定基準について
	☆基準以上となった場合の手続きについて

### ☆法律の制定経緯について

総務省は、表面化しにくい財政悪化を早期に把握・是正するため、新たな指標、法制を設けることとし、そのための法律が、平成19年6月15日に成立し、6月22日に公布されました。

これまでの財政再建制度は、実質収支の赤字割合が一定程度発生し、財政運営が立ちいかなくなってから、国の管理下で再建を図るというもので、早期に健全化を図る仕組みがありませんでした。また、単年度の収支というフロー（一定期間の動き）にのみ着目したもので、当該団体の将来の負担がどの程度あるかといったストック（ある時点での状態）の観点がありませんでした。

こうしたことを踏まえ、フローとストック両方に焦点を当てた健全化判断比率を設定し、『早期健全化』と『財政再生』という2段階のスキーム（仕組み、構成）を設けました。

また、各公営企業会計の状況を判断する指標として『資金不足比率』を設定しました。

比率の公表は平成19年度決算分から、基準値以上となった場合の計画作成義務は平成20年度決算分から適用となります。

### ☆従来の法制と新法について

	従来法制（再建法）	新法制（健全化法）
基本的対応スキーム	○赤字からの再建という最終段階での対応	○早期健全化と再生の2段階での措置（予防的措置を新たに導入）
適用団体	○実質赤字比率が一定以上の団体（が再建のために取るべき手続きを規定） ○再建団体のための特別法	○全ての地方公共団体に一定の作業を義務付ける（健全化比率の公表） ○全団体を対象とする、財政健全化の基本法
早期健全化の措置	○措置なし	○健全化判断比率の公表 ○比率が一定基準以上の場合に、財政健全化計画を作成（義務化） ○計画の議決・公表、総務大臣と県知事への報告 ○毎年度の実施状況の公表
公営企業会計に対する対応	○措置なし	○各公営企業会計ごとに資金不足比率の公表 ○比率が一定基準以上となった場合の取扱いは健全化判断比率と同様
再生（再建）の手続き	○実質赤字比率が一定基準以上の場合に、 ①特別措置法の適用を受ける準用再建 ②自主的な再建 のいずれかを選択 ※以下の手続きは①の場合 ○総務大臣に再建の申出、大臣による指定日の指定 ○財政再建計画の議決、総務大臣への承認申請	○健全化判断比率が一定基準以上の場合に財政再生計画を作成（義務化） ○計画の議決・公表 ○総務大臣への協議、大臣の同意 ○毎年度の実施状況の公表
起債制限	○再建計画への大臣承認がない場合には、建設地方債を起債制限する（災害復旧事業債など一部の起債のみが認められる）	○再生計画への大臣同意がない場合には、建設地方債に限らず全ての地方債を起債制限する（災害復旧事業債、国直轄事業負担金など一部の起債は認める）
再生（再建）のための財政措置	○準用再建制度では、収支不足（赤字）に対する財政措置なし（再建計画の承認団体について建設地方債の制限を解除するのみ） ○本再建では赤字地方債を認めていた	○収支不足の解消のため、特例的地方債の起債を認める ＝再生振替特例債 ＝地財法5条の特例となる赤字地方債

☆各比率の判定基準について

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	<p>◎市町村 → 財政規模に応じ 11.25%~15% 都道府県 → 3.75%</p> <p>◆現行の地方債の許可制移行基準と財政再生基準との中間の値とした</p>	<p>◎市町村 → 20% 都道府県 → 5%</p> <p>◆再建法の起債制限の基準を採用</p>
	<p>(参考：起債許可制移行基準 → 実質収支の赤字割合)</p> <p>■標準財政規模500億円以上の団体 → 2.5% ■標準財政規模500億円以上未滿200億円以上の団体 → (当該標準財政規模+1,000億円) × 1 / 120 ■標準財政規模200億円未滿50億円以上の団体 → (当該標準財政規模+100億円) × 1 / 30 ■標準財政規模50億円未滿の団体 → 10%</p> <p>(根拠法令) 地財法5の4第1項第2号 → 地財施行令第8条2項</p>	
連結実質赤字比率	<p>◎市町村 → 財政規模に応じ 16.25%~20% 都道府県 → 8.75%</p> <p>◆実質赤字比率に、公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ5%を加算</p>	<p>◎市町村 → 30% (経過措置 H20.21決算 → 40% H22決算 → 35%) 都道府県 → 15% (経過措置 H20.21決算 → 25% H22決算 → 20%)</p> <p>◆実質赤字比率に10%加算</p>
実質公債費比率	<p>◎市町村 } 25% 都道府県 }</p> <p>◆起債の協議・許可制度で、一般単独事業の許可が制限される基準を採用</p>	<p>◎市町村 } 35% 都道府県 }</p> <p>◆起債の協議・許可制度で公共事業等の許可が制限される基準を採用</p>
将来負担比率	<p>◎市町村 → 350% 都道府県 → 400%</p> <p>◆実質公債費比率の早期健全化判断基準に相当する将来負担額の水準(25%のうち元金比率を20%と推計)と平均的な地方債の償還年数(15年)を勘案し、設定</p>	<p>※これらの基準以上となった場合、それぞれ財政健全化計画、財政再生計画を策定する</p>

	経営健全化基準
資金不足比率	<p>現行の地方債同意制度における許可制以降基準の2倍である20%とした</p>

※この基準以上となった会計ごとに、経営健全化計画を策定する  
 ※単年度営業収益の5%程度の合理化努力×4年度分 のイメージ

## ☆基準以上となった場合の手続きについて

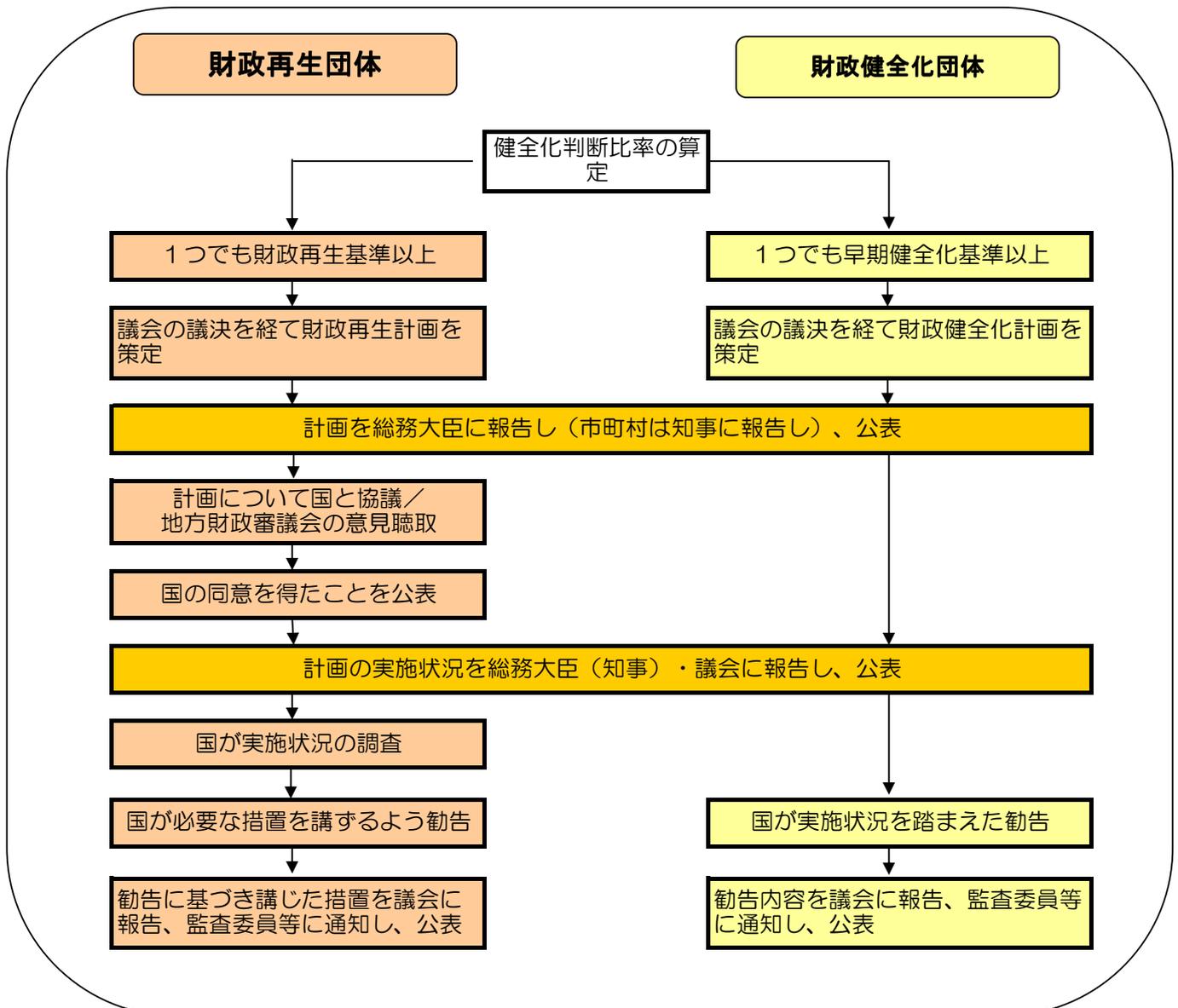
### ○「早期健全化基準」以上となった場合

平成21年度以降は各地方公共団体の4つの健全化判断比率のいずれか一つでも「早期健全化基準」を超えると「早期健全化団体」となり、各団体は、議会の議決を経て「財政健全化計画」を策定し、財政の早期健全化に取り組まなければなりません。この場合「実質赤字比率」が基準以上となったことにより「早期健全化団体」になった場合は計画期間中に実質赤字比率をゼロにする（＝赤字を解消する）ことが求められ、それ以外の指標で「早期健全化団体」となった場合には、基準を超えた指標の比率を「早期健全化基準」未満にすることが求められます。

### ○「財政再生基準」以上となった場合

平成21年度以降は各地方公共団体の将来負担比率以外の3つの比率のいずれか一つでも「財政再生基準」を超えると「財政再生団体」となり、各団体は、議会の議決を経て「財政再生計画」を策定し、財政の再生に取り組まなければなりません。また、この「財政再生計画」については、総務大臣の同意を得なければ地方債の借入れができなくなります（健全化判断比率のうち「将来負担比率」については、直ちに財政運営の妨げになるとは限らないことから「早期健全化基準」のみとなっています）。この場合「実質赤字比率」が基準以上となったことにより「財政再生団体」になった場合は計画期間中に実質赤字比率をゼロにする（＝赤字を解消する）ことが求められ、それ以外の指標で「財政再生団体」となった場合には、基準を超えた指標の比率を「財政再生基準」未満にすることが求められます。

### ○基準以上になった場合のフロー図



○「経営健全化基準」以上となった場合

平成21年度以降は、各地方公営企業の「資金不足比率」が「経営健全化基準」以上となると「経営健全化団体」となり、各企業は、議会の議決を経て「経営健全化計画」を策定し、公営企業の経営健全化に取り組まなければなりません。また、「経営健全化計画」では、資金不足比率を「経営健全化基準」未満にすることが求められます。

○基準以上になった場合のフロー図

